

哲学委員会分科会の設置について

分科会等名：哲学・倫理・宗教教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	哲学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	社会教育を含めた教育全般における哲学・倫理・宗教教育の意義とその具体的あり方について検討することを、設置の目的とする。たとえば、中等教育における、哲学的に思索する力の育成、生活と行動を自ら律することのできる力の育成、宗教的な情操の涵養について、哲学・倫理学・宗教学の立場から論議し、よりよい教育の仕方を多面的に検討する。また、大学における教養教育を哲学・倫理・宗教教育の観点から再検討する。従来の教養教育の内容や方法について反省し、その意義を考察するとともに、必要ならば再構築を企てる。さらに、公教育における宗教教育のあり方について検討する。本分科会は、長期にわたる継続的な活動を必要とするため常設とする。
4	審議事項	① 哲学・倫理・宗教教育の現状について審議し、報告書をまとめる。 ② 哲学・倫理・宗教教育の意義と方法について審議し、シンポジウムを企画するとともに提言を行う。
5	設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">常設</div>
6	備考	